２　複雑なもの　179,830点
Ｋ１７３　脳・脳膜脱手術　36,290点
Ｋ１７４　水頭症手術
１　脳室穿破術（神経内視鏡手術によるもの）　38,840点
２　シャント手術　24,310点
３　シャント再建術
イ　頭側のもの　15,850点
ロ　腹側のもの　6,600点
ハ　頭側及び腹側のもの　19,150点
Ｋ１７４－２　髄液シャント抜去術　1,680点
Ｋ１７５　脳動脈瘤被包術
１　１箇所　82,020点
２　２箇所以上　94,040点
Ｋ１７６　脳動脈瘤流入血管クリッピング（開頭して行うもの）
１　１箇所　82,730点
２　２箇所以上　108,200点
注１　ローフローバイパス術による頭蓋外・頭蓋内血管吻合を併せて行った場合は、ローフローバイパス術併用加算として、16,060点を所定点数に加算する。
２　ハイフローバイパス術による頭蓋外・頭蓋内血管吻合を併せて行った場合は、ハイフローバイパス術併用加算として、30,000点を所定点数に加算する。
Ｋ１７６－２　脳硬膜血管結紮術　82,730点
Ｋ１７７　脳動脈瘤頸部クリッピング
１　１箇所　114,070点
２　２箇所以上　128,400点
注１　ローフローバイパス術による頭蓋外・頭蓋内血管吻合を併せて行った場合は、ローフローバイパス術併用加算として、16,060点を所定点数に加算する。
２　ハイフローバイパス術による頭蓋外・頭蓋内血管吻合を併せて行った場合は、ハイフローバイパス術併用加算として、30,000点を所定点数に加算する。
Ｋ１７８　脳血管内手術
１　１箇所　66,270点
２　２箇所以上　84,800点
３　脳血管内ステントを用いるもの　82,850点
注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
Ｋ１７８－２　経皮的脳血管形成術　39,780点
注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
Ｋ１７８－３　経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術
１　頭蓋内脳血管の場合　36,280点
２　頸部脳血管の場合（内頸動脈、椎骨動脈）　25,880点
注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
Ｋ１７８－４　経皮的脳血栓回収術
１　頸動脈ステント留置を併施するもの　47,150点
２　その他のもの　33,150点
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関との連携体制の確保により区分番号Ａ２０５－２に掲げる超急性期脳卒中加算の届出を行っている他の保険医療機関の救急患者について、経皮的脳血栓回収術の適応判定について助言を行った上で、当該他の保険医療機関から搬送された当該患者に対して、経皮的脳血栓回収術を実施した場合は、脳血栓回収療法連携加算として、5,000点を所定点数に加算する。ただし、脳血栓回収療法連携加算を算定する場合は、区分番号Ａ２０５－２に掲げる超急性期脳卒中加算は算定できない。
Ｋ１７８－５　経皮的脳血管ステント留置術　35,560点
Ｋ１７９　髄液漏閉鎖術　39,380点
Ｋ１８０　頭蓋骨形成手術
１　頭蓋骨のみのもの　17,530点
２　硬膜形成を伴うもの　23,660点
３　骨移動を伴うもの　56,508点
注　３については、先天奇形に対して行われた場合に限り算定する。
Ｋ１８１　脳刺激装置植込術
１　片側の場合　65,100点
２　両側の場合　71,350点
Ｋ１８１－２　脳刺激装置交換術　14,270点
Ｋ１８１－３　頭蓋内電極抜去術　12,880点
Ｋ１８１－４　迷走神経刺激装置植込術　28,030点
Ｋ１８１－５　迷走神経刺激装置交換術　14,270点
Ｋ１８１－６　頭蓋内電極植込術
１　硬膜下電極によるもの　65,100点
２　脳深部電極によるもの
イ　７本未満の電極による場合　71,350点
ロ　７本以上の電極による場合　96,850点
（脊髄、末梢神経、交感神経）
Ｋ１８２　神経縫合術
１　指（手、足）　15,160点
２　その他のもの　24,510点
Ｋ１８２－２　神経交差縫合術
１　指（手、足）　43,580点
２　その他のもの　46,180点
Ｋ１８２－３　神経再生誘導術
１　指（手、足）　12,640点
２　その他のもの　21,590点
Ｋ１８３　脊髄硬膜切開術　25,840点
Ｋ１８３－２　空洞・くも膜下腔シャント術（脊髄空洞症に対するもの）　26,450点
Ｋ１８４　減圧脊髄切開術　26,960点
Ｋ１８５　脊髄切截術　38,670点
Ｋ１８６　脊髄硬膜内神経切断術　38,670点
Ｋ１８７　脊髄視床路切截術　42,370点
Ｋ１８８　神経剝離術
１　鏡視下によるもの　14,170点
２　その他のもの　10,900点
Ｋ１８８－２　硬膜外腔癒着剝離術　11,000点
Ｋ１８８－３　癒着性脊髄くも膜炎手術（脊髄くも膜剝離操作を行うもの）　38,790点
Ｋ１８９　脊髄ドレナージ術　460点
Ｋ１９０　脊髄刺激装置植込術
１　脊髄刺激電極を留置した場合　27,830点
２　ジェネレーターを留置した場合　16,100点
注　脊髄刺激電極を２本留置する場合は、8,000点を所定点数に加算する。
Ｋ１９０－２　脊髄刺激装置交換術　15,650点
Ｋ１９０－３　重症痙性麻痺治療薬髄腔内持続注入用植込型ポンプ設置術　37,130点
Ｋ１９０－４　重症痙性麻痺治療薬髄腔内持続注入用植込型ポンプ交換術　10,056点
Ｋ１９０－５　重症痙性麻痺治療薬髄腔内持続注入用植込型ポンプ薬剤再充填　780点
注　１月に１回に限り算定する。
Ｋ１９０－６　仙骨神経刺激装置植込術
１　脊髄刺激電極を留置した場合　24,200点